

WEB（通帳不発行方式）普通預金規定

1.（利用条件）

- （１）WEB（通帳不発行方式）普通預金（以下「WEB預金」といいます。）は、富山信用金庫（以下「当金庫」といいます。）のあらかじめ指定している支店での利用となります。
- （２）WEB預金は、総合口座の取扱いができません。
- （３）WEB預金は、当金庫に対してお客様一人につき１口座とします。
- （４）WEB預金は、ＩＣキャッシュカード（以下「カード」といいます。）及び個人インターネットバンキングサービス（以下「個人ＩＢ」といいます。）の契約を必須とする。

2.（通帳の不発行）

WEB預金を開設するにあたっては、「普通預金規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

3.（預金口座の開設）

- （１）WEB預金の口座開設を申込する際は、お客様が本規定を承認しスマートフォン（当金庫所定の情報提供サービスに対応しているスマートフォンのこと。以下同じ）で当金庫所定の口座開設アプリを利用して法令上の義務の履行に必要な確認事項、その他当金庫が定める同意事項、カード発行の申込及び個人ＩＢの契約申込並びに運転免許証・お届印を撮影して送信していただきます。
- （２）当金庫は、WEB預金の口座開設を承認した場合は、次の通り処理します。
 - ①預金残高０円による口座開設します。
 - ②WEB預金についてカードを発行し、お客様の住所・氏名による「本人限定郵便」またはこれに準じた方法で送付します。
 - ③個人ＩＢを契約し、このWEB預金を代表口座（サービス利用口座）として登録します。
なお、既にＩＢ契約がある方は、第二サービス口座として登録します。
- （３）当金庫は、第１項による送信内容に疑義が生じた場合は、法令上の義務をお客様が履行されない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、WEB預金口座の謝絶・承認取消をすることがあります。

4.（通帳不発行にかかる特約）

- （１）本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- （２）本契約では預金者は必ず個人ＩＢを契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細等は個人ＩＢの取引照会サービスにより確認するものとします。
（定期的なお取引明細の送付等はいりません）
- （３）預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。

- (4) 店頭での普通預金の払出しをするときは、当庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印等（または署名）して、この口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当庫所定の書類を当店の窓口に出していただき。カード出金の場合は、暗証番号入力端末にお客様自身で入力していただき。
- (5) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当庫所定の書類を当店の窓口に出していただき。

5.（預金の預入れ）

- (1) WEB預金の預入れは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機等の取引を自動処理する機械（以下「ATM等」といいます。）でカードを利用して行うことができます。
- (2) WEB預金の預入れは、個人IBサービスを利用してお客様の他の預金口座から振替により行うことができます。
- (3) WEB預金の預入れは、内国為替による振込金の受入れにより行うことができます。
- (4) 前項のWEB預金への振込金の受入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消依頼があった場合には、お客様に事前に通知することなく当該振込金の入金取引を取消します。

6.（預金の払戻し）

- (1) WEB預金の払戻しは、スマートフォン、パソコン等の情報端末を使用して、個人IBで契約されている振替振込や、他金融機関への預金口座からの振込処理を行うことができます。
- (2) WEB預金の払戻しは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等のATM等でカードを使用した現金の払戻しおよび振替による振込で行うことができます。
- (3) WEB預金口座から各種料金等の自動引落をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きを行ってください。
- (4) 取引時点において払戻しする金額が不足している場合は、当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (5) WEB預金の取引における1回当たりおよび1日当たりのご利用最高限度額は、当金庫が定めた金額とします。
- (6) 第1項および第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等は、この限りではありません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 利息の計算は、1年を365日として日割で計算します。
- (3) 利率は金融情勢に応じて当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) WEB預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の準用)

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」および「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」を準用するものとします。

- (2) 本規定と「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」および「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以 上